

気象に関する緊急事態への対策について

1. 登校前（各家庭で判断）

①本校での気象に関する「緊急事態」の定義

	東京地方 23区東部	千葉県北西部 (千葉中央、印旛、東葛飾)	注意点
対象地域 (予報区域)	台東区 墨田区 江東区 荒川区 足立区 葛飾区 江戸川区	千葉市、市原市、成田市、 佐倉市、四街道市、八街市、 印西市、白井市、富里市、 酒々井町、栄町、市川市、 船橋市、松戸市、野田市、 習志野市、柏市、流山市、 八千代市、我孫子市、 鎌ヶ谷市、浦安市	東京の西部、 千葉県の北 東部などは 含まず。
対象警報	大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪 (特別警報または警報)		注意報、波 浪警報は含 まず。

※上記の「対象警報」が、東京地方 23 区東部と千葉県北西部の両方に
出た場合を本校では「緊急事態」としています。

(東京地方 23 区東部だけ対象警報が出て、千葉県北西部に出ていない
場合やその逆の場合も「緊急事態」に該当しません。)

◎例として、江東区と船橋市のみに対象警報が出た場合でも「緊急事態」
とします。(地域全体に警報が出ていなくても該当します。)

※上記の「対象地域」のうち、東京地方 23 区東部と千葉県北西部のど
ちらかで「対象警報」が解除された場合は、「緊急事態」に該当しま
せん。

※警報の確認方法 気象庁ホームページ、NHKニュース
電話 東京都 03-177 千葉県 047-177
(電話の場合は、東京・千葉の両地域で確認して下さい。)

②「緊急事態」の解除に対する時間ごとの対処

警報解除の状況		対処	学校への連絡
午前 5 時で 「緊急事態」の場合	⇒	自宅待機	不要
午前 5 時～8 時の間の 「緊急事態」の解除 (東京地方 23 区東部と千葉 県北西部のどちらかで警報 が解除になった場合)	⇒	短縮授業 午前 10 時までに登校 (ただし、交通機関が 大幅に乱れるなど危 険を伴う場合は、学 校に状況を連絡し、 自宅学習とする。)	不要 (必要)
午前 8 時でもまだ 「緊急事態」継続中の場合	⇒	全員自宅学習 (学校閉鎖)	不要

2. 在校中（学校長が判断し対応）